

4. 共済組合員証・被扶養者証・高齢受給者証

(1) 組合員証等の意義

組合員となれば、その日から掛金負担の義務を負うとともに、組合から給付等を受けることができる。この給付等を受けることの資格の証明書として、組合員に公立学校共済組合員証・被扶養者証・高齢受給者証（14頁・15頁別記様式）が所属所長を経由して交付される。

保険医療機関等で病気や負傷の診療を受ける場合に、組合員証等を提示すれば、保健給付を受けることができる。

このように組合員証等は、組合員及びその被扶養者の資格や医療機関等の窓口での自己負担割合を証明するものであり、重要なものであるから大切に保管する必要がある。

(2) 組合員証交付申請等の手続（施行規程第93条・第95条・第96条・第98条、運営規則第12条・第17条）

区 分	提 出 書 類
① 交 付	
組合員の資格を取得したとき	組合員資格取得届書，年金加入期間等報告書，履歴書等（3頁参照）
被扶養者の要件を備えたとき	被扶養者申告書，その他必要書類（7頁，8頁参照）
② 記載事項の変更	
組合員の氏名に変更があったとき	組合員証記載事項変更申告書（様式集14頁），組合員証（被扶養者証）
組合員の住所に変更があったとき	組合員証記載事項変更申告書（様式集14頁）※1
被扶養者の氏名に変更があったとき	被扶養者証記載事項変更申告書（様式集14頁），被扶養者証
被扶養者の住所に変更があったとき	被扶養者証記載事項変更申告書（様式集14頁）※1
③ 再交付	
組合員証を亡失又は著しく損傷したとき	組合員証再交付申請書（様式集15頁）組合員証（亡失の場合を除く。）
被扶養者証を亡失又は著しく損傷したとき	被扶養者証再交付申請書（様式集15頁）被扶養者証（亡失の場合を除く。）
④ 返 納	
組合員の資格を喪失したとき	組合員異動報告書（様式集7頁）組合員証（被扶養者証）
被扶養者の要件を欠いたとき	被扶養者申告書，被扶養者証，その他必要書類（8頁参照）※2

(注) 1. 共済組合給付・貸付等に係る県費負担共済組合員のカナ氏名については、県の給与電算マスタに基づいて処理しているため、別に県等へ履歴事項変更届（県費負担職員の氏名の変更）の手続をしなければ変更されない。

2. 申請書等は、すみやかに所属所長を経由して支部長に提出すること。



※1 被扶養配偶者の住所変更（組合員と同居の場合も含む）の場合、別に国民年金（第3号）被保険者住所変更届の提出が必要。（10頁参照）



※2 75歳に達し、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合は、被扶養者証の返納のみでよい。

(3) 高齢受給者証交付等の手続（施行規程第100条の2）

区 分	提 出 書 類
<p>① 交 付</p> <p>組合員又は被扶養者が70歳に到達するときとき</p> <p>70歳以上の者が新たに組合員の資格を取得し、又は被扶養者として認定されたとき</p>	<p>職権により交付するため不要</p>
<p>② 記載事項の変更</p> <p>高齢受給者証の氏名又は住所に変更があったとき</p>	<p>高齢受給者証記載事項変更申告書 （様式集14頁） 高齢受給者証</p>
<p>組合員の氏名に変更があったとき</p>	<p>同 上</p>
<p>③ 再交付</p> <p>高齢受給者証を亡失又は著しく損傷したとき</p>	<p>高齢受給者証再交付申請書（様式集15頁） 高齢受給者証（亡失の場合を除く。）</p>
<p>④ 返 納</p> <p>組合員の資格を喪失したとき</p> <p>被扶養者が被扶養者の要件を欠いたとき</p> <p>証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき</p> <p>高齢受給者証の有効期限に至ったとき</p>	<p>高齢受給者証</p>

(別記) 公立学校共済組合員証・被扶養者証の様式

公立学校共済組合 本人		平成21年 4月 1日	交付
組 合 員 証		記号 公立岡山	番号 A00000
氏 名	コリツ知ウ 公立 太郎		
生 年 月 日	昭和48年 1月 1日	性 別	男
資格取得年月日	平成 8年 4月 1日		
発行機関所在地		岡山市北区内山下2-4-6	
		岡山県教育庁内	
保険者番号・名称	34330019	公立学校共済組合岡山支部	
保険者電話番号	086-226-7606		

公立学校共済組合 家族		平成21年 4月 1日	交付
組合員被扶養者証		記号 公立岡山	番号 A00000
氏 名	コリツハコ 公立 花子		
組合員氏名	公立 太郎		
生 年 月 日	昭和48年 1月 1日	性 別	女
認定年月日	平成10年 1月 1日		
発行機関所在地		岡山市北区内山下2-4-6	
		岡山県教育庁内	
保険者番号・名称	34330019	公立学校共済組合岡山支部	
保険者電話番号	086-226-7606		

公立学校共済組合高齢受給者証の様式

公立学校共済組合高齢受給者証		
平成 年 月 日 交付		
記号	公立岡山 番号	
組合員	氏名	
	生年月日 昭和 年 月 日	
対象者	氏名	
	生年月日 昭和 年 月 日	
	住所	
発効年月日	平成 年 月 日	
有効期限	平成 年 月 日	
一部負担金の割合		
発行機関	所在地 岡山市北区内山下2丁目4番6号 岡山県教育庁福利課内	
	<table border="1"> <tr> <td>保 険 者 号 及 び 保 険 者 名 称 印</td> <td>3 4 3 3 0 0 1 9</td> </tr> </table> 公立学校共済組合 岡山 支部	保 険 者 号 及 び 保 険 者 名 称 印
保 険 者 号 及 び 保 険 者 名 称 印	3 4 3 3 0 0 1 9	

- ◆ 組合員証等に記載された内容等に変更があったとき及び資格喪失したときにおいて、組合員又は被扶養者が保険医療機関等で療養を受けている場合は、必ずすみやかにその旨を保険医療機関等へ連絡すること。